

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府四條畷市葦屋新町7番3号

氏名 株式会社タニヤマ

代表取締役 谷山 太俊

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村



許可の年月日 令和元年8月5日

許可の有効年月日 令和6年8月4日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

- | | | |
|---------|------------|----------|
| 1 燃え殻 | 6 廃プラスチック類 | 11 ゴムくず |
| 2 汚泥 | 7 紙くず | 12 金属くず |
| 3 廃油 | 8 木くず | 13 ガラスくず |
| 4 廃酸 | 9 繊維くず | 14 がれき類 |
| 5 廃アルカリ | 10 動植物性残さ | |

石綿含有産業廃棄物を含む。ただし、積替え保管にあつては除く。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

水銀含有ばいじん等を除く。

以上14種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：四條畷市葦屋新町402番1、402番6

面積：45.5m²

保管上限：22.3m³

積み上げ高さ：2.5m

積替えできる産業廃棄物の種類：1の2、6、12、13、14の5種類

石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

1の2、6、12、13については水銀使用製品産業廃棄物（廃電池、廃電池を含む充電式電子機器類又は廃ランプに限る。）を含む。1の14については水銀使用製品産業廃棄物を除く。

また、1の13については廃電池を含む充電式電子機器類又は廃ランプに限る。1の6、12については廃電池、廃電池を含む充電式電子機器類又は廃ランプに限る。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年 8月 5日 当初許可

令和5年 1月 23日 変更許可

令和5年 12月 12日 書換交付

5. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

以下余白